

平成 2 8 年 度
事 業 計 画

公益財団法人白河観光物産協会

1 平成28年度 事業計画

I. 公益目的事業

【公1 墓地の貸付・管理を通じて公衆衛生の向上を図る事業】

羅漢山霊園の貸付・管理及び白河市が設置する霊園（白河市羅漢山霊園、白河市大信青山墓地、白河市東霊園）の維持管理を通じて、緑豊かな環境の中で先祖崇拝の念を涵養するとともに、公衆衛生の向上に寄与することに努める。

また、平成26年度に完成した造成区画地の貸付を引き続き実施し、特定の宗派にかかわらず、広く墓地の利用者及び需要者のさまざまな求めに対応することを行う。

① 墓地の貸付・維持管理業務

- ・墓地の貸付
- ・埋葬、改葬等の受付及び手続の説明（核家族化による墓地利用者からの相談等）
- ・霊園地内施設の保全、点検、補修、草刈、植栽等の剪定及び園内の清掃、除草、植栽の保全等
- ・墓地利用者、墓地申込者の案内
- ・墓地利用者の変更手続（墓地承継・住所変更・使用承認証再交付・墓地返還手続等）、墓石建立工事手続及び立会い、墓石工事検査、石材業者の指導
- ・霊園墓籍台帳の管理及び整理、霊園墓籍システムの登録及び更新、霊園ホームページ更新
- ・管理料（10年分）の更新に伴う利用者への周知・徴収及び督促

② 合葬墓に関する計画

現在マスメディア等でも取り上げられている、少子高齢化や核家族化に起因した承継親族のいない世帯等に対する対応について、近年は高齢者単身世帯数の増加、地縁・血縁関係の絆が失われていく中で、孤独死や無縁社会などが社会問題化し葬送のあり方が問われ始めている。

羅漢山霊園においても墓地利用者並びに墓地需要者から、合葬墓等に関する問い合わせがあることから、合葬墓等の建立を含めた検討が必要であると考えており、関係諸団体と連携をして合葬墓建立に向けた意見交換会等を実施する。

③ 受託契約

- ・白河市羅漢山霊園

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約2,800,000円

・白河市東霊園

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約440,000円

・白河市大信青山墓地

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約93,000円

④ 業務委託

- ・霊園の清掃、環境整備その他維持管理事業に関して、霊園の清掃・下草刈り・除雪等の作業は外部に委託する

【公2 白河関跡及び白河関の森公園の維持・管理を通じて地域文化の振興や観光振興を図る事業】

国指定史跡「白河関跡」及び白河関の森公園の維持・管理を通じて、白河関の果たした歴史的役割を後世に伝承することにより、地域文化の振興をめざす。

また、国指定史跡「白河の関」、白河関の森公園を緑豊かな環境や良好な景観とするため、当該公園に隣接した荒廃地と公園内の一部を活用して、白河関の森公園を四季折々の花々で彩る事業を行うことにより、県内外からの誘客を促進し、観光振興をめざす。

① 維持管理業務（白河関跡）

- ・四阿（あずまや）の清掃、公衆トイレの清掃・維持管理、遊歩道周辺の巡回・案内、下草刈り、園内の剪定・消毒、肥料散布、駐車場清掃
- ・施設利用者の受付及び貸出し、施設利用料の徴収

② 維持管理業務（白河関の森公園）

- ・園内6施設の維持管理、園内トイレ清掃・維持管理、園内の巡回・案内、下草刈り、園内植栽剪定・消毒、肥料散布、駐車場清掃、その他剪定

③ 緑化意識の啓発

- ・白河関の森公園内において市民の緑化意識の高揚を図るため、各種イベントを企画立案して行う。

④ 受託契約

- ・白河関の森公園管理受託事業

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約18,000,000円

- ・花の里維持管理事業

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約6,600,000円

・白河関跡管理事業

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約1,600,000円

⑤ 業務委託

・国指定史跡「白河関跡」及び白河関の森公園の維持・管理に関して、公園内の植栽剪定・伐採や追肥などの特殊作業、公園内の清掃・下草刈り作業・遊具の安全点検等を外部に委託する。

【公3 観光誘客・物産振興に関する企画等により、交流人口の拡大・地域経済の活性化をめざす事業】

白河市の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、観光資源を利用した観光客の誘致並びに支援を行うとともに、地域物産品の広報宣伝活動を通して、交流人口の拡大並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することをめざす。

また、平成27年度に行われた「ふくしまデスティネーションキャンペーン」に引き続き、平成28年度に行われる「アフターデスティネーションキャンペーン」についても、関係機関であるJR東日本並びに白河市と連携をしてキャンペーン期間中を盛り上げていくとともに、来客者に白河市の旅の楽しさを提供できるよう努める。

① 観光誘客事業

- ・JR白河駅内に観光案内所を設置し、観光客に対して観光案内を行う。
- ・白河市内の観光地を掲載したパンフレットを作成し、観光客に対して無償配付するとともに、ホームページにより広く一般に情報発信する。
- ・無料レンタサイクルを観光客に貸出を行い、より市内広範囲の回遊促進に努める。またレンタカー会社の協力のもと、ワンコインレンタカー（1時間：500円※ガソリン代別途）の貸出手続きも行う。

② 地域物産品の普及宣伝

- ・県内外で開催される各種イベントに参加し、観光PRや物産品の紹介を行う。
- ・白河だるまの普及宣伝活動

③ 他団体との連携・交流

- ・観光ボランティアガイド「ツーリズムガイド白河」が組織する市内史跡等案内ボランティアガイドの受付窓口を行い、観光客等に対し、日程の調整及びガイドの手配等を行う。
- ・JR白河駅「駅長オススメの小さな旅」への支援
- ・小峰城さくらまつり・白河だるま市・白河市民納涼花火大会への支援

④ 受託契約

- ・白河市の観光PR業務委託

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約 19,000,000 円

・原子力災害対応雇用支援事業

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約 7,000,000 円

・県南地方観光推進事業「桜プロジェクト」(緊急雇用創出基金事業(震災等緊急雇用))

契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

契約金額 約 13,000,000 円

⑤ 補助金について

・白河市からの公益財団法人白河観光物産協会補助金

・契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

・契約金額 約 22,858,000 円

【公4 南湖公園翠楽苑の管理運営を通じて、日本の伝統文化の伝承、教養及び文化の向上に寄与する事業】

国指定史跡・名勝「南湖公園」は、白河藩主松平定信により身分の差を越え庶民が憩える「士民共楽」という思想を掲げ享和元年(1801年)に築造された日本最古と言われる公園であり、日本庭園「翠楽苑」は南湖公園の一角にある池泉回遊式の日本庭園である。

当財団は翠楽苑の完成当時から、南湖公園が持つ特色を最大限に活用するとともに、松平定信の「士民共楽」思想を反映した自然と共生する生活文化や文化的事業の体験・支援等を行い、日本の伝統文化を後世に伝承するとともに、白河市民及び市内外の方の教養及び文化の向上に寄与することをめざす。

また、平成27年をもって開園20周年を迎え、平成28年においても日本の伝統文化である茶道をはじめ、総合芸術の活動の拠点となるよう、地域の発展と文化振興に寄与する活動を引き続き実施する。

① 施設等の利用・管理維持業務

- ・園内の清掃、除草、植栽の管理、施設の保守、点検
- ・施設利用者の受付及び貸出し、入園券の販売、呈茶等の実施

② 主催事業・伝統文化の普及啓蒙

- ・南湖公園桜と音楽の祭典に伴う夜間ライトアップ
- ・小学校・中学校を対象とした茶道体験事業
- ・白河茶道連盟との共催による茶会の開催
- ・白河市内高校生茶道部茶会
- ・十五夜月見会の開催
- ・紅葉ライトアップの開催

③ 受託契約

- ・契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- ・契約金額 約21,600,000円

④ 業務委託

- ・施設等の利用・管理維持に関して、庭園内の剪定・樹木の維持管理、雪吊りなどの園内特殊業務、また庭園の清掃・除雪等の作業は外部に委託する。

II. 収益事業

【収1 物産品の普及宣伝及び販売事業】

① 売店等の運営

- ・白河関の森公園利用者の利便性を高めるために実施してきた「関の森公園売店」に加え、平成23年度から白河小峰城内「二ノ丸茶屋」を展開し、公園利用者に対し飲食等の提供と白河地方の土産品を販売する売店の管理運営をする。

- ・また、平成27年度に行われた「ふくしまデスティネーションキャンペーン」に引き続き、平成28年度に行われる「アフターデスティネーションキャンペーン」に合わせて、「白河市に来て良かった」「白河市にまた来たい」と思っただけのような“おもてなし”でお客様をお迎えするとともに、白河市や観光ボランティアガイド等の関係諸団体と連携して幅広く展開するとともに、白河市内の回遊を目的とすることを旨とする。

② 物産品の普及宣伝及び販売事業

- ・観光関連産業の活性化を図るため、特産品のPRに努める。

Ⅲ. 法人管理運営事業

1. 運営方針

平成26年度より、公益法人としてスタートを切る。

公益法人として健全な透明性（情報の開示）の高い運営と、法令・定款・内部規定に基づく運営を図る。

2. 諸会議の開催

- ・理事会（5月、6月、3月：3回）
- ・監事決算監査（5月：1回）
- ・賛助会員懇親会（5月：1回）
- ・評議員会（4月、6月：2回）

3. その他

- ・会計事務所による会計監査（月1回）